

特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク

倫理および利益相反防止に関する規程

<前文>

特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、日本に暮らす移民・移民ルーツをもつ人びとの権利と尊厳が保障される法制度の確立を目的として公益に資する活動を行い、多様性を豊かさと捉え、誰もが安心して自分らしく生きられる社会の創設に貢献することを使命とする。この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、本規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう努めなければならない。

<本文>

（社会的信用の維持）

第1条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第2条 この法人は、個人の基本的人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、宗教、心身の障がい、または年齢等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、いじめ等の個人の人権を傷つける行為をしてはならない。

（法令等の遵守）

第3条 この法人は、法令や当団体の諸規定のみならず、一般的社会規範を遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人が助成金を受ける場合、役職員は下記の団体やその関係者個人に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

- （1） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする宗教団体
- （2） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- （3） 特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、指示し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- （4） 暴力団又はその構成員等の反社会的勢力

3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、各規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第4条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第5条 役職員はすべての活動において、利益相反がないように、細心の注意を払わなければならない。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第9条 この法人の役職員は、関係する社会的課題の解決促進のために、常に自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2021年5月1日から施行する。